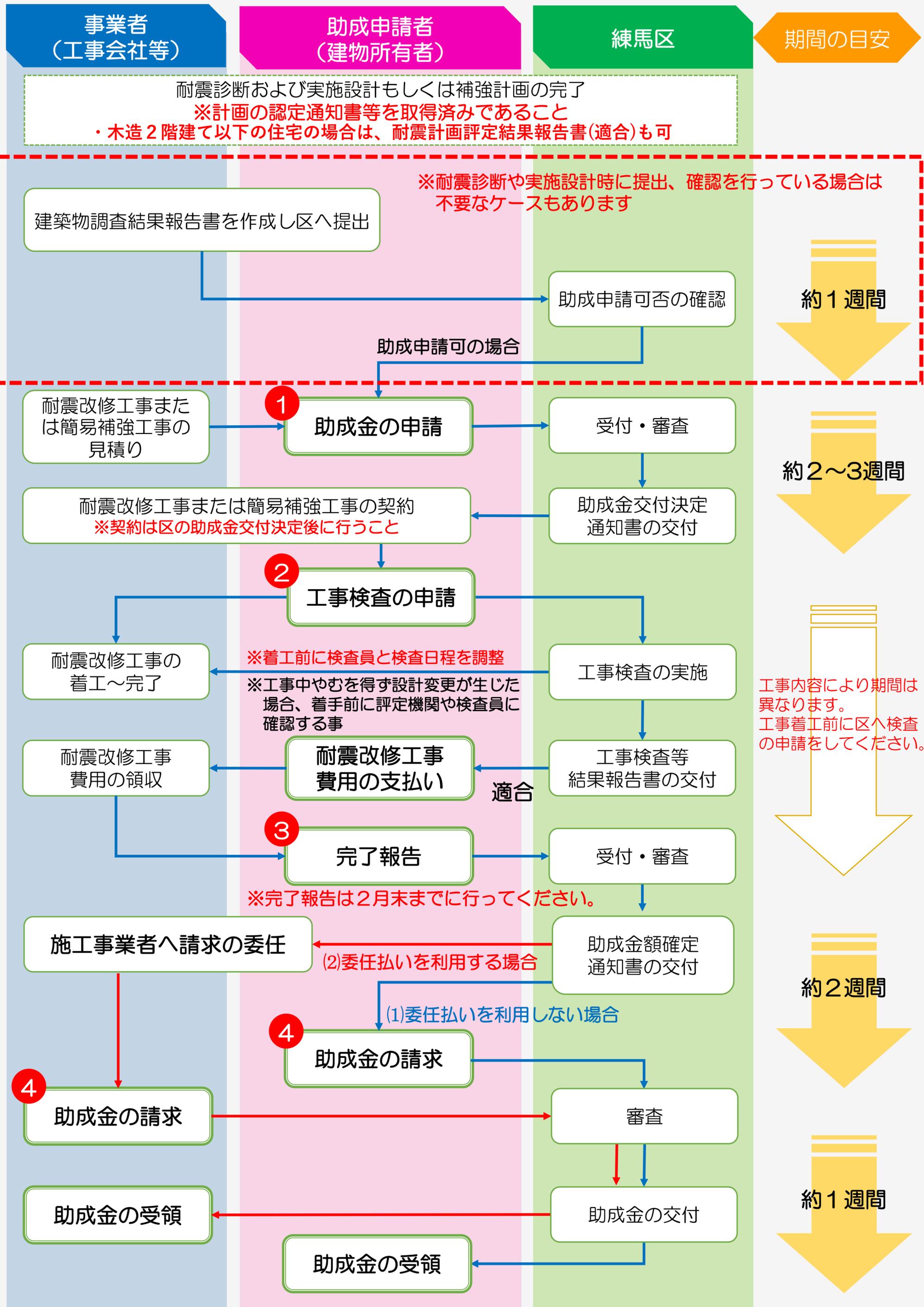


耐震改修工事または簡易補強工事助成の流れ



※上記は一例であり、案件により手続に要する期間や内容が異なることがあります。

耐震改修工事または簡易補強工事助成の必要書類

①助成金の申請で必要な書類

チェック	提出する書類
	共通
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業助成金交付申請書（第5号様式）
<input type="checkbox"/>	建築物調査結果報告書の写し
<input type="checkbox"/>	建築物の所有者であることを証明する書類
<input type="checkbox"/>	計画の認定通知書等の写し（1部） →木造2階建て以下の住宅の場合は、耐震計画評価結果報告書(適合)の写しも可
<input type="checkbox"/>	見積書（耐震改修工事費用の見積り）の写し
<input type="checkbox"/>	納税証明書等（区税等を滞納していないことを確認できる書類） ・個人の場合は個人住民税 ・法人の場合は法人住民税 →練馬区に納付している個人は提出不要
	該当する場合のみ
<input type="checkbox"/>	【共有者がいる場合】 ※代表者が申請してください ・共有者が確認できる書類 ・共有者の同意書
<input type="checkbox"/>	【相続等で所有権が移転していない場合】 ・遺産分割協議書 ・相続人全員の同意書 など
<input type="checkbox"/>	【助成条件に違反是正や道路後退等がある場合】 ・念書 ・是正内容を示す図面等
<input type="checkbox"/>	【区分所有者がいる場合】 ・耐震改修工事の実施に関して管理組合の合意を証する書類の写し
<input type="checkbox"/>	【申請手続きを委任する場合】 ・委任状
<input type="checkbox"/>	【実施設計または補強計画の内容が、大規模の修繕および大規模の模様替えに該当する場合】 ・計画の認定通知書等の写しまたは確認済証の写し（1部）
	助成対象建築物が住宅の場合
<input type="checkbox"/>	【住民税非課税世帯の場合】 ・住民票の写し ・世帯全員の住民税非課税証明書の写し
<input type="checkbox"/>	【地域輸送道路沿道建築物に該当する場合】 ・地域輸送道路沿道建築物の該当が分かる図面（立面図等）
<input type="checkbox"/>	【障害者等居住住宅の場合】 ・住民票の写し ・下記に掲げるいずれかの者であることを証明する書類の写し ①介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定または要支援認定を受けている者 ②身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者 ③東京都愛の手帳交付要綱に基づき愛の手帳の交付を受けている者 ④精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
	助成対象建築物が一般緊急輸送道路沿道建築物の場合
<input type="checkbox"/>	一般緊急輸送道路沿道建築物の該当が分かる図面（立面図等）

耐震改修工事または簡易補強工事助成の必要書類

② 工事検査の申請で必要な書類

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業工事検査等申請書（第13号様式）

③ 完了報告で必要な書類

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業実績報告書（第15号様式）
<input type="checkbox"/>	領収書等（耐震改修工事費用の支払いを証する書類）の原本および写し → 原本は返却します 【委任払いを利用する場合】 助成額を差し引いた残りの金額がわかる領収書や請求書等の原本および写しの提出も可能
<input type="checkbox"/>	契約書や注文書・請書等（耐震改修工事契約を証する書類）の写し
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業助成金交付決定通知書（第6号様式）の写し
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業工事検査等結果報告書（適合）の写し

④ 助成金の請求で必要な書類

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	請求書（口座振替依頼欄付）
<input type="checkbox"/>	【委任払いを利用する場合】 ・耐震化促進事業助成金受領委任届（第17号様式）

※1 委任払いとは

助成金の請求を事業者に委任することで、事業者が代理で助成金を受領する仕組みです。

この仕組みを利用することで、申請者は、工事費等と助成金の差額（自己負担分）のみを事業者に支払うことになり、事前の費用負担が軽減されます。

例) 工事費等300万円、助成金100万円の場合

